

医療機関の長様

# 重要

広島市医師会  
会長 松村 誠

## 小児用肺炎球菌ワクチンの切り替えに伴う接種方法等の変更について（お知らせ）

標記の件について、広島市より下記のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

小児用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種については、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、平成25年11月1日（金）より、7価ワクチンから13価ワクチンへ一斉切り替えとなりますので、下記のとおり宜しくお願いします。

なお、切り替え前の13価ワクチンの使用及び切り替え後の7価ワクチンの使用はできませんのでご注意ください。

また、委託料金については、変更ありません。

### 記

#### 1 接種方法の変更点

項目	変更後	変更前
使用するワクチン	<u>13価</u>	<u>7価</u>
初回接種の開始時に、生後2月から7月に至るまでの間にある方の追加接種	初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、 <u>生後12月に至った日以降※</u> に接種	初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて接種
初回接種の開始時に、生後7月に至った日の翌日から12月に至るまでの間にある方の初回接種	初回2回目の接種は、 <u>生後13月に至るまで</u> に行う	初回2回目の接種は、 <u>生後12月に至るまで</u> に行う
長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった方等の定期接種の機会の確保についての対象期間の特例	H i b感染症については、10歳に達するまでの間。 小児の肺炎球菌感染症については、 <u>6歳に達するまでの間</u>	H i b感染症及び小児の肺炎球菌感染症については、 <u>10歳に達するまでの間</u>

※ 生後12か月になるまでに接種した場合は、定期接種の対象ではなくなるので注意してください。

裏面に続く→

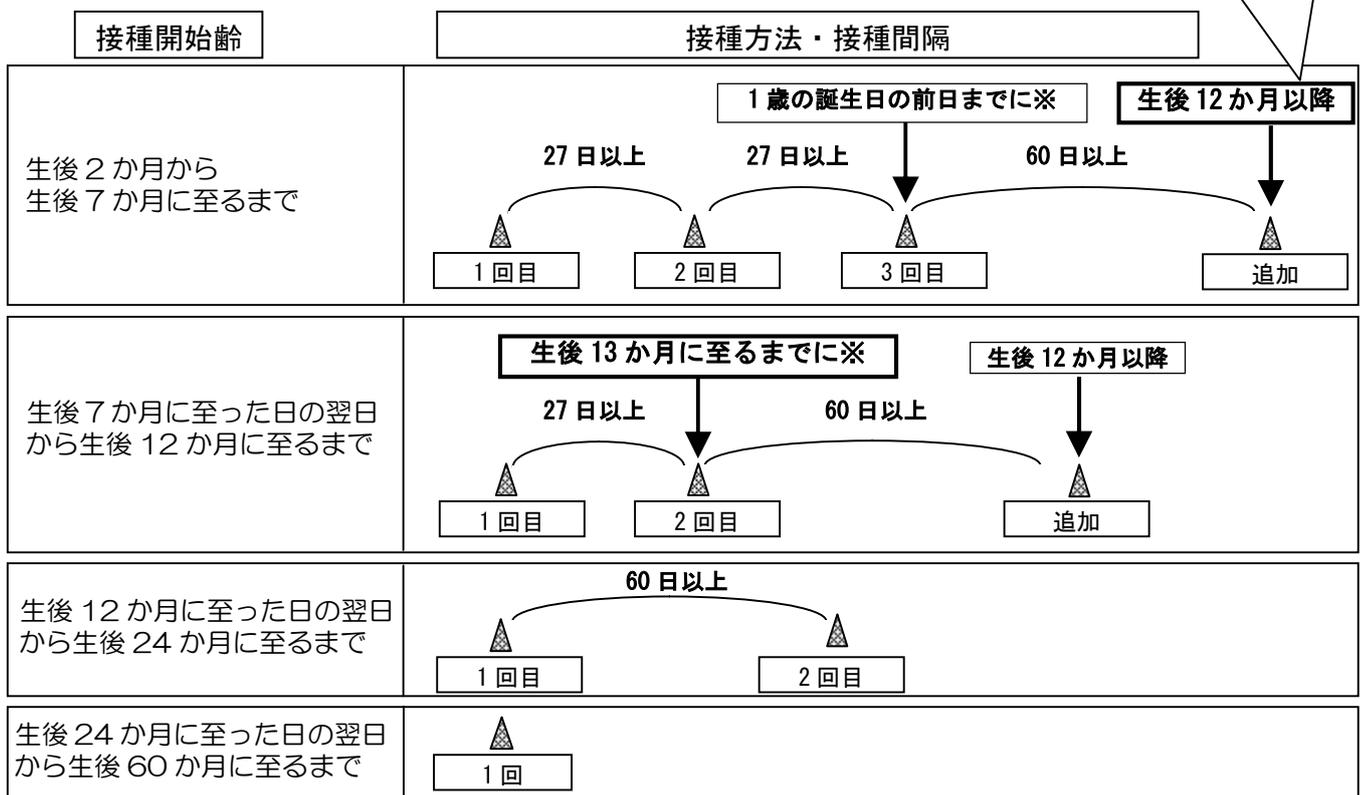
## 2 接種方法

接種を開始した年齢によって接種回数や方法が異なりますので、ご注意ください。

対象者	接種開始時期	間隔	回数	標準的な接種	方法
生後2か月以上、生後60か月に至るまで	生後2か月から生後7か月に至るまで	初回:27日間以上の間隔をおいて、 <b>生後12か月に至るまでに接種。*</b> 追加:初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、生後12か月に至った日以降で接種。	4回 (初回3回、追加1回)	接種開始は、生後2か月から生後7か月に至るまで  追加接種は、生後12か月から生後15か月に至るまで	1回当たり0.5mLを皮下注射
	生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまで	初回:27日間以上の間隔をおいて、 <b>生後13か月に至るまでに接種。*</b> 追加:初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、生後12か月に至った日以降で接種。	3回 (初回2回、追加1回)		
	生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまで	60日間以上の間隔をおいて2回接種。	2回		
	生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまで	1回接種。	1回		

※ 初回接種を定められた時期に至るまでに既定回数行えなかった場合は、未接種分の接種は行わず、前回の接種から60日以上の間隔をおいて、追加の1回を接種して接種完了とします。

生後12か月になるまでに接種した場合は、定期接種の対象にならないので注意!



※ 初回接種を定められた時期に至るまでに既定回数行えなかった場合は、未接種分の接種は行わず、前回の接種から60日以上の間隔をおいて、追加の1回を接種して接種完了とします。

## ☆平成 25 年 11 月 1 日改正のポイント☆

- 接種開始月齢が 2～6 か月齢 の場合の 4 回目接種（＝追加接種）は、初回接種終了後、前回の接種から 60 日以上の間隔をおいて、生後 12 か月に至った日以降 に接種する。
- 接種開始月齢が 7～11 か月齢の場合の 2 回目の接種を 生後 13 か月に至るまで に行えなかった場合は、未接種分の接種は行わず、前回の接種から 60 日以上の間隔をおいて、追加の 1 回を接種して接種完了とします。

### 【注意事項】

- 平成 25 年 11 月 1 日をもって、定期予防接種に使用するワクチンが、7 価ワクチンから 13 価ワクチンへ一斉切り替えになります。切り替え前の 13 価ワクチンの使用及び切り替え後の 7 価ワクチンの使用はできません。
- ワクチンが 7 価から 13 価に変更したことによる対象年齢や接種回数等の変更はありません。
- 7 価ワクチンで接種を完了した方が、新たに 13 価ワクチンの接種を希望した場合は、定期予防接種の対象にならず、自費での接種になるので注意してください。
- 7 価ワクチンでは、添付文書上、任意接種を含め、2 か月齢以上 9 歳以下の方が接種できましたが、13 価ワクチンでは、対象者が 2 か月齢以上 6 歳未満の方となり、6 歳以上の方は任意接種でも接種できません。

### 〈標準的なスケジュール〉

	初回 1 回目	初回 2 回目	初回 3 回目	追加接種
標準月齢	2 か月	4 か月	6 か月	12～15 か月
未接種者	13 価ワクチン	13 価ワクチン	13 価ワクチン	13 価ワクチン
1 回接種者	7 価ワクチン	13 価ワクチン	13 価ワクチン	13 価ワクチン
2 回接種者	7 価ワクチン	7 価ワクチン	13 価ワクチン	13 価ワクチン
初回接種完了者	7 価ワクチン	7 価ワクチン	7 価ワクチン	13 価ワクチン
7 価ワクチン接種完了者	7 価ワクチン	7 価ワクチン	7 価ワクチン	7 価ワクチン

〈お問い合わせ先〉 広島市保健部保健医療課  
電話：504-2622